

◎指定給水装置工事事業者の申請後の手続きについて

○主任技術者を選任する場合

指定給水装置工事事業者の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに主任技術者を選任し、企業長に給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第6号）を届け出る。

○主任技術者が欠けた場合

当該事由（主任技術者が欠ける等）が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、企業長に給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第6号）を届け出る。

○主任技術者を解任した場合

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第6号）により、遅滞なくその旨を企業長に届け出る。

○事業の廃止、休止の場合

当該廃止、休止の日から30日以内に、指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第5号）により、企業長に届け出る。

○事業を再開する場合

当該再開の日から10日以内に、指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第5号）により、企業長に届け出る。

○変更の届け出をする場合

変更のあった日から30日以内に指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第4号）により、企業長に提出する。

※変更内容及び提出書類

- ① 事業所の名称及び所在地の変更・・・様式第4号のみ提出
- ② 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更・・・様式第4号、法人にあっては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあっては住民票の写し又は外国人登録証明書の写しを添付すること。
- ③ 役員の氏名の変更・・・様式第4号、誓約書及び登記簿の謄本を添付すること。
- ④ 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号の変更・・・様式第4号のみ。